鹿嶋市立鹿島中学校運動部活動の運営方針

令和３年４月１日
鹿嶋市立鹿島中学校

１　策定の趣旨

「運動部活動の運営方針」は，本校の運動部活動を主な対象とし，全ての生徒にとって望ましい運動・スポーツ環境を構築するという観点に立ち，運動部活動が以下の点を重視して地域，学校，競技種目等に応じた多様な形で実施されることを目指す。

○　知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ，生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り，生涯にわたって心身の健康を保持増進し，豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに，バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることができるようにする。
○　運動部活動は，生徒の自主的，自発的な参加により行われるものであり，学校教育の一貫として教育課程との密接な関連を図り，適正な時間管理の下，合理的かつ効率的・効果的な運営に努める。
○　学校全体として，運動部活動の運営及び指導に係る体制構築に努める。

国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」並びに「県運動方針」「市運動方針」に則り，運動部活動の在り方について検討し，速やかに改革に取り組む。

２　運動部活動に向けての運営方針

(1)　学校教育の一環としての運動部活動

①　運動部活動は，生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから本校の教育目標及び経営方針に基づき，計画的に実施するものである。
②　運動部活動は，全職員の共通理解の下，学校としての組織力を高めながら，学校全体の教育活動として適切な運営を図っていく。
③　ＰＴＡ総会やＨＰ等を利用して，学校としての運動部活動の運営方針について広く発信し，理解を深める。

(2)　適切な運営のための体制整備

①　運動部活動の方針の策定等
「学校の運動部活動に係る活動方針」及び運動部活動顧問が作成する「活動計画」（年間・毎月）を公表する。
②　運動部活動の指導・運営に係る体制の構築
ア　生徒の安全確保，指導内容の充実，顧問の業務の適正化を図る観点から，円滑に運動部活動の運営ができるよう，運動部活動の数の調整を図る。
イ　運動部活動の運営に関する校内組織体制として「部活動運営委員会」を設置し，保護者や地域のスポーツ等関係者，学校医等も加え練習内容や時間（量），学校・保護者・地域間の連携方策について，十分な理解と協力を得る。
ウ　各運動部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により，状況の把握に努める。
エ　定期的な研修の機会を設定し，資質及び指導力の質的な向上を図る。
オ　近隣の学校間における連携を充実させ，指導に関する情報等の共有を図る。
カ　保護者等による部費の管理を徹底し，複数人で確認する会計監査の実施に努める。

(3)　合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

①　適切な指導の実施
ア　文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」（H25.5）に則り，生徒の心身の健康管理，事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
イ　運動部顧問は，科学的な見地に基づき，計画的に休養日を設定することが必要なこと，また過度の練習は，必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。
ウ　運動部活動の運営をマネジメントしていく観点から，運動部活動経営の「ＲＰＤＣＡサイクル」を着実に実施する。
エ　運動部顧問は，活動目標，指導方針，活動計画，試合等，具体的な活動内容や方法等について生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝える。

② 運動部活動用指導手引きの普及・活用
運動部活動は，茨城県中学校体育連盟が各専門部に配付する中央競技団体の指導手引きを活用して(3)①に基づく指導を行う。

③ 熱中症事故の防止
ア 熱中症事故防止等の安全確保を徹底するため「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に，運動部活動の実施について適切に判断する。また，気象庁や環境省の熱中症関係情報サイト上の暑さ指数等の情報に充分留意し，屋内外に関わらず活動の中止や延期，見直し等，柔軟な対応を検討する等環境条件に配慮した活動を実施する。
※気温 35 ℃以上 WBGT31 以上 … 原則として運動中止
※気温 31 ℃以上 WBGT28 以上 … 20 分練習，10 分休憩等の激しい運動制限
頻繁な塩分や水分の補給
イ 高温や多湿時における練習や練習試合等については，活動の制限や中止等，柔軟に対応する。また開催する場合には，生徒の体調の確認（睡眠・朝食摂取），こまめな水分塩分の補給や休憩，観戦者の軽装や着帽等，健康管理を徹底する。
ウ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には，早期の水分・塩分補給や体温の冷却，病院搬送等，迅速かつ適切な対応を徹底する。
※意識障害の疑いが見られる場合は，ただちに救急車を要請する。

④ 感染症対策について
新型コロナウィルス等の感染を防ぐため，３密を避けるなど適切な対策を講じる。

(4) 適切な休養日等の設定
① 学期中は週当たり２日以上の休養日を設ける。（平日は原則月曜日を休養日とし，土曜日及び日曜日はいずれか１日以上を休養日とする。また，週末に大会参加等で活動した場合は，休養日を他の日に振り替える。）
② 長期休業中における休養日の設定は，学期中に準じた扱いで行う。また，年間を通して，ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
③ １日の活動時間は，平日２時間程度，休養日は３時間程度とする。
④ 朝の部活動は原則として行わないが，全国中学校体育大会及び県新人体育大会の予選を含む試合前に限り可能とする。
⑤ 全国中学校体育大会及び県新人体育大会の予選を含む試合前は，校長のリーダーシップの下，工夫して活動時間等の調整をする。
⑥ 「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定にあたっては，市の策定した方針に則り各運動部活動の休養日及び活動時間等を設定し，公表する。また，各運動部活動の活動内容を把握し，適宜，指導・是正を行う等，その適切な運用を徹底する。
⑦ 定期試験等の実施前の一定期間を運動部活動休養日として設定する。
※試験前２日間は部活動停止

(5) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備
① 生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の設置
ア 季節毎に異なるスポーツを行う活動，体力作りを目的とした活動等，生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部活動の設置を検討する。
イ 高い資質・能力を有し，質の高い活動が必要とされる生徒に対しては，各種団体等の外部の協力を得るなどして，組織として育成体制を整える。その際，運動部顧問が地域の指導者として恒常的に参加することがない仕組みづくりに努める。
② 地域との連携
学校や地域の実態に応じて，地域のスポーツ団体との連携，保護者の理解と協力，民間事業者の活用等による，学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境の整備を推進する。

(6) 学校単位で参加する大会等の見直し
茨城県中学校体育連盟及び市教育委員会が定める大会数の上限の目安等を踏まえ，生徒や運動部顧問の過度な負担とならないことを考慮して，参加する大会等を精査する。
※大会数は年間１２回程度とする。

(7) 文化部活動について
文化部活動においては，文化部活動の特性を踏まえつつ「運営方針」の「(2)適切な運営のための体制整備」及び「(4)適切な休養日等の設定」について準じた取扱いをする。